

# 市民自らの政策を持とう会

## 第26回 個人演説会

日 時 2015年9月20日(日) 13:30-17:00  
場 所 岩国市福社会館 第3会議室  
進行係 河井弘志  
参加者 8名



前回の記録と今回の記録はホームページとブログに掲載されています。

<http://www.seisaku1341motou.sakura.ne.jp> <http://blog.goo.ne.jp/simin13401seisaku>

## 自由民主党の「日本国憲法改正草案」をどう考えるか(続)

### 第3章 国民の権利及び義務

河井 今日第3章からはじめ、「最高法規」が終わったら、時間の許すかぎり前文、第1章、第2章の論点をもう一度討論する。「国民の権利及び義務」の問題点について、みなさんの意見、文献に書かれている意見を抜き書きした。(資料を配布)

まず第12条、現憲法は「公共の福祉のために利用する」と表現しているが、改正草案では「常に公益及び公の秩序に反してはならない」となっており、重要な論点だと指摘されている。

井原 この章はみな同じようなことじゃないですか。

河井 では第3章全体の問題点を一通り読んでみる。

#### 第3章 国民の権利及び義務(末尾の人名は出典の著者)

第12条 国民の自由と権利 現憲法の「公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」が、改正草案「常に公益及び公の秩序に反してはならない」となった。

第13条 現憲法「全て国民は個人として尊重される」、改正草案「人として尊重される」。現憲法では「国民として」でなく「個人として」尊重される。(小林)

第15条 選挙権 現憲法「成年者」が改正草案「日本国籍を有する成年者」になった。「参政権」を「日本国籍を有する者」に限っているのは当然。(小林)

第19条 「思想、良心の自由はこれを侵してはならない」が「自由はこれを保障する」になった。自由は国が保障するものではない。(小林)

第20条 現憲法「国およびその機関はいかなる宗教的活動もしてはならない」が改正草案「ただし、社会的儀礼、習俗的行為はこの限りでない」。靖国参拝へ道を開く。

第21条 表現の自由 改正草案「公益、公共の秩序を害する団体の結社」は認めぬ。

第24条 改正草案「家族は互いに助け合わねばならない」離婚は憲法違反か。

第28条 改正草案 公務員は全体の奉仕者。権利の全部・一部を制限できる。全体として憲法に国民の「権利」が多くて「義務」が少ないのは当然。(小林)

義務は、勤労、納税、子女教育は最低限不可避。(小林)

私はこれぐらい見ておけばいいかと思う。小林節さんは改憲論者である。

竹下 前にも問題になった。自民党は立憲主義というのを完全に軽視しようとしている。国が前面に出て、とにかく個人というのを抑えつけようとしている。この非立憲主義的思想が随所に現れ、指摘しても限りがないのだが、今の憲法をわざわざこのように変え、削除し、追加した。ここに何か比較する上でのヒントがあると思う。そういう見方でこれを見るというのも一つの方法かと思う。たとえば第13条では「個人」を「人」と変えた。

河井 現在は国民が「個人」として尊重されるが、改正草案では「人」として尊重される。「個人」でなく「人」になった。

竹下 個人を人と言ひ換えると、本来あるものと違ったものになるだろうと思う。

それともう一つは、「権利」には「義務」が伴い、国民は国家に対し多くの義務を負う。こんなに義務を沢山入れた憲法は、世界でも他に例がないのではないかと思う。一番大事なのは13条だから、これを中心に考えれば、いろんな問題点が出てくると思う。

河井 「人」として尊重されるという。「人」というのは自然的な人間ということで、人間は大事なものである。動物と比べて人格というものがあって、それを尊重しなきゃいけないという、原理的な捉え方をしがちである。「個人」というときは、同じ人間でも一人ひとりみんな違うという事を強調している。その差は非常に大きいのではないかと思う。動物と人間とは違うという事を言いたいのか。それとも Aさんと Bさんは違うという事を言いたいのか。これは大きな分れ目だろうと思う。

藤川 人と個人と。「人」というのはモラルが入ったようなもの。「個人」というのはそれぞれ違うわけだ。違うものをあえて個人と言っている。憲法そのものは為政者を抑えるものであって、法律は我々国民を抑えるもの。改正草案の3章は、法律で抑えるような感じの憲法に近い。国民そのものを抑える感じがある。本来憲法は、為政者を抑えるものだから、少し威圧的な表現かなと私は思う。「個人を尊重」というのでなければいけないと私は思う。改正草案はそこからおかしいなと思う。

河井 現憲法はそのところを一番言いたかったんじゃないか。

藤川 確かに小林さんは改憲論者だが、先日小林さんの講演会があり、「24条家族は助けあわなければいけない。いらぬお世話だ」といった。個人が結婚して、もしくは一人でおろすが、助けあわねばならない、というふうに抑えるのはおかしいんじゃないかという事だ。個人をモラルで押さえてはいけない。

稲生 憲法の基本をこういうふうにいってるのはみんな知っていると思うけれど、現憲法は国民が権力者を抑えるもの。改正案は国民を縛るもの。国民を縛るというのは、基本的人権を彼らの手でもって自由にできるという基本姿勢である。そうするとこういう結論になるのは無理もないだろうと思う。

津田 私もおっしゃる通りだと思う。さっき竹下さんがウラを読んでしまうとおっしゃった。私もウラで何を考えてるんだろうか。ついそこに、みえない、文字に現れてないところに何かがあるんじゃないかと思う。特に12条、13条の「公共の福祉に反しない」

というところを、「公の秩序、公」が優先されたところに、改正の目的があるのだと思う。「人」と「個人」には大きな違いがあるということがあった。私なりに読んだ時に、自民党改正案の「人」というのを読み過ごしてしまったのだが、今日問題として提案されてるところを聞いて、ああそうなんだという事に気がついた。改正草案の文章には気になるような言葉が入ってる。人が気づく場合と気づかない場合があるという事があるんじゃないか。全体として自民党の改正案に問題があるように疑ってみても（読んでも）、やはり気がつかないものがある。

表現の自由のところ、ちょっと井原さんにお聞きしたいのだが、改正草案第 21 条 2 「前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした行動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」と規定されていますけれど、これはどういうことか。何かあると思うのだが、どういう影響があるのか。

井原 ここだけじゃなくて、上の方から何度も「公益および公の秩序」という言葉が出てくる。これは良いことばを使ってあるけれども、国が優先されている。さっきの個人と人とのところに通じるけれども、「個人」ではなくて「国」が優先されている。国の秩序とか国のやり方とかを優先して、個人の権利を否定することができるという事を、「公の秩序」のところですべて言ってしまうている。だから国の言う事を聞かないような活動とか団体とか結社とか、そういうものは認められない。一定の方針、安保法制のような国の方針に従わないものは認められない。

津田 こういった権利や活動を否定しようと思ったらできるということになりそうだ。

井原 法律だと思ってしまう法律だから、それに公然と反するような活動は公の秩序に反するというような。だから国の都合で個人の権利とか活動が制限される。結社、思想、良心の自由が制限されるという方向に道を開く。現憲法にある、言葉としては「公共の福祉」だが、これは全然違う概念である。

竹下 「公共の福祉」という概念はきいてはいたけれど、公益および公共の利益、この差がはっきりわからないのだが。

井原 これは似たような言葉に見えるけれど、全然違った概念である。改正草案の「公益とか公の秩序」は、これは国家の秩序である。「個人」ではなくて「国家の秩序」が維持されなければならない、という考え方だから、個人は制限してもいい。現憲法の「公共の福祉」というのは、公共というのは国じゃない。「我々の社会」「個人の人権が保障される共同体」というか、その福祉ということだ。その前段に「個人として尊重される」と書いてある。個人として権利が尊重されるんだけど、例えば私が河井さんを殺してはいけない。それは私の個人の権利はあるけれども、河井さんの権利も尊重しなければいけない。その中から必然的に殺してはいけないというルールが出てきて、そういうルールがあることによって、お互いの個人の権利が最大限に生かされるという。そういう社会を目指してるわけじゃないか。それが公共の福祉。相手方の個人の権利が大事で尊重されなければいけないという前提のもとに、幾ら個人の権利といっても、相手方の個人の権利を無制限に制約するようなことは、公共の福祉に反することですよという意味である。国家の秩序に反することが公共秩序に反するのではなくて、お互いが個人とし

て尊重されるんだから、個人の権利がお互いに尊重されるという意味で、その過程において自分の権利が制限されるということ。それが公共の福祉である。その上に公の秩序はない。ところがこれを取り替えて、公の秩序ということになれば、全然違う概念になってしまう。

河井 機械的に比較すると、「公共の福祉」が改正草案では「公の秩序」となっている。

井原 公共というのはそういうものじゃなくて、我々の社会というか、個人を前提とした我々の共同体。

河井 これは英語では public か。

井原 public だろう。こっちの公の秩序を英語に直したら何と言うのだろうか。「公の秩序」だったら「国家の利益」というふうに訳されるかもしれない。

河井 公共の福祉というのは一人一人みんなの福祉という意味に取るべきだろう。

井原 個人一人一人の権利が尊重されるけれども、それはあくまで別の個人の権限も制限しないという意味で、その限りにおいて尊重される。

河井 「公」というのは「みんな」のもう一つ上にあって、全体の体制を崩さないというのが前提になっているという、その印象はぬぐえない。

井原 印象がぬぐえないじゃなくて、その通りだ。ここの大切な国民の権利というところをすべてそういう言葉に変えてしまって、国民の権利は一応認めるけれども、公の秩序、国家のためには制限しなきゃいけないということになるわけだ。

河井 現在の憲法に「秩序」という言葉があるか

井原 ないだろう。曖昧な幅の広い概念だ。(実際には、第 9 条、第 58 条、第 82 条にあるが、理念的、あるいは実務的な概念)

津田 マスコミの報道を規制しようと思ったらできるんじゃないか。改正法案の考え方から来た言葉だろうと思う。

井原 その通りだ。「公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」と書いてあるから、これだと国のため、国の秩序のために権利を制限することできないわけです。そうじゃなくて社会全体の一人一人の幸福が最大になるように刑法を作り、民法作り、制限することができるわけだ。それによって一人一人の権利が安泰になっていく。そういう意味での制限はできるけれども、国家のために個人の権利を制限することはできない。これだけの権利を国のために制限することが十分にできる。これが一番大きな問題だ。「公」という言葉があるから似たように見えるけど、全然違う。河井さんが言った「人」の問題。ここは「人」なんか出てくるようなところではない。権利というのが出てくるところ「人として尊重される」。これは福祉とかそういうところに出てくるような言葉のように見える。人間として尊重されるということだ。こっちは「個人」というのが、その反対にあるのは国だとか、そういうものである。そういうものではなくて、個人として尊重される。人というのは同じように見えて全然違う。これは河井さんが言った事が定義の仕方としていいのではないか。

津田 前にも 1 回聞いた事があるのだが、「15 条公務員の選定」この公務員というのは何か。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

99条にもそういうのがある。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

井原 99条は「その他の」となっている。その他のとなっているときは、前のが例示になっている。その中に入っている。天皇も入っている。「その他の」というのは役人を直接指してではなくて、政治家を指してのかもしれない。我々がいう公務員は政治家に雇われているもの。憲法上の公務員ということではなくて、こういう人たちを指してのかもしれない。

竹下 国家公務員と地方公務員は。

井原 そういう区別はないでだろう。一般の市役所の職員なんてのが対象になっているのかどうかわからない。なっていないかもしれない。選挙で選ぶとか書いてあるから。市長は選挙で選び、公務員は市長に雇われる。憲法の直接の義務は市長にかかっているのかもしれない。

竹下 地方公務員の話聞いたことがある。

井原 罷免することができるか書いてあるじゃないか。2項からすべて選挙のことを書いてある。だから選定し罷免するというのも選挙のことではないだろうか。

津田 そうすると自民党案に「公務員の選定を選挙により行う場合は」と書いてあるということは、選挙でなくても可能な場合があるということだろうか。その裏に何かがあるのではないか。自民党は日本国籍を要するとしているんだけど、現憲法にはない。これには意味があるのだろうか。

井原 これは小林さんの表現でもあったように、今は日本国籍を有するということに法律では決まっている。外国人には選挙権はないから。それにしても日本には在日朝鮮人の問題があります。通常外国人ではなくて、永住権を持った外国人がいるではないか。そういう方々にも選挙権を認めようという考え方がある。

河井 それを「日本国籍のない人には選挙権がない」と切り捨てようとしている。

井原 認めないということですね。

河井 現憲法は日本国籍について特に限定してないだろう。

井原 明記してないから。小林さんなんかは当然だと書いていたけれど、国政選挙ではまだ認められてないけれど、地方選挙では一部認めてるところがある。私は住民投票では認めて、国籍のない外国人の住民にも投票権を認めた。住民投票ができるようにした。それは住民投票だから、選挙権ではない。

藤川 「公務員の選挙については成年者による普通選挙を保障する」と憲法に謳ってあるわけだから、本来は変えられない。だから憲法違反だといえば憲法違反だ。これを日本国籍ということで縛ってしまえば、もう変えられない。

津田 もう確定してるということであれば、日本国籍を有するということを書くか書か

ないかということで、憲法を変えるかという、この部分だけでやるとしたら意味がない。

河井 外国人も一緒にやろうという意見がある。それをここで締め出してしまう。今ここでそれを決めるのはかなり無理がある。

藤川 憲法で日本国籍というふうに決めてしまったら、法律で変えることはできなくなる。

河井 そういう重大な問題があろうと思う。ここで井原さんに教えていただきたいのだが、現憲法 19 条で「思想及び良心の自由はこれを侵してはならない」という表現になっているが、改正草案では「保障する」となっている。「侵してはならない」と「保障する」の間には大きな意味の違いがありそうだと私は思うのだが。

井原 これも河井さんが言った。国が保障するんだと。

河井 それがちょっと気になる。現憲法は、もともとこれらの自由はあるのだということからスタートする。それを侵してはいけないということを憲法で明記した。

井原 だから思想、良心の自由だけでなく、個人の基本的な人権というのが、人類の長い歴史の中で人類が勝ち取ったものというか、もともと持っているだろうけれども、法的にも勝ち取ってきたものだ。だから憲法でどうのこうのと言う前に、普遍的な原理であるという考え方である。だからそういう自由を侵してはいけないという事になっている。

河井 ほっといても、憲法が保障しなくても、その自由は厳然と存在するわけだ。

井原 保障するという筋のものではない。

竹下 第 13 条が問題になった時に、片山さつき氏が言った事ですね。\*1

「天賦人権」すら国家が保障してやるという考えを持っている。明治憲法にも人権規定はあった。しかしその人権は限度規定で書いてあるものは守るから、我々が考えてる以上に、常識では考えられないし、そう思っている連中が多い。今のところこれを認めてやろう、という思想ではないか。外見的立憲主義という言葉があるが、そういう考え方がいろいろ衣の下にすけて見えるという見方を私は持っている。

\* 1 「行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、改める必要があると考えました」片山さつき

Wikipedia

『国民が権利は天から付与される、義務は果たさなくていいと思ってしまうような天賦人権論をとるのはやめよう、というのが私達の基本的な考え方です。国があなたに何をしてくれるか、ではなくて、国を維持するには自分に何が出来るか、を皆が考えるような前文にしました!』 片山さつき Twitter より

井原 国が保障する。もっと言えば明治憲法のように天皇が保障する。そういう考え方に皆つながってるのであろう。

竹下 だからこれが一番怖い。

河井 日本では、立憲主義というのは自由民権の時代からすでにあっただよ。自由民権運動というのは天賦人権説だろう。私は立憲主義という事の知識が全くなかったの、いろんな本を読んで、天賦人権説と自由民権とは同じ事を言っているということになる

のかなということが、少し理解できたような気がする。現憲法で「思想及び良心の自由はこれを侵してはならない」という表現になっているのは、やはり現憲法ができた時にも「天賦人權説」的な思想があったからだろう。

立憲政党(1881) 大日本帝国憲法(1889) 立憲自由党(1890) 立憲政友会(1900)  
立憲国民党(1910)

竹下 改正草案は、あまりにも「権利」と「義務」を対蹠的にして、義務を沢山つけている。「権利行使には義務が伴う」と言う、誤解されやすいフレーズを安易に持ち出し、改正草案ではかなり沢山国民への義務を折り込んでいる。自由主義国家では、義務を果たさなくては権利が付与されないとの考えでは決してない。自民党憲法草案では、権利を与えてやるんだから、義務も果たさなければならぬと言われているようだ。

それともう一つ。憲法の中にモラルを入れるということも大きな問題である。自民党を応援する櫻井よしこさんとかは、すぐそのことを言いたがる。モラルを憲法に入れてやられたら困る。この2点が第13条においてはちょっと気になる。

稲生 立憲主義とは、人權の保障を中心とする考え方だと思う。改正草案では、国民の義務とか責務については多く触れている。現憲法での国民の義務は「納税」「教育」「勤労」の三つだけ。国の義務であるべきところを「国防」とかさらに「日の丸・君が代の尊重」などを挙げている。義務がものすごく増えている。「公の秩序服従の義務」とか。

河井 権利と義務について、義務は権利に対する代償ではないと言う意見があった。

井原 権利はあるけれども、相手の権利を侵してはいけないという、そういう制約がある。そういう意味では権利はあるけれども、無制限にそれが認められるわけではない。当然制約される義務がある。権利を尊重して義務があるという意味での、そういう考え方はあるのだろうけれども。同じ言葉の義務でも、国家に忠誠を誓う義務とか、公の秩序を守る義務とか。そこに「公の秩序」がある。それを守るための義務というもの。国民に課したりするものではない。あくまで個人の権利があって、個人一人一人の権利が最大限尊重されるためには、個人の権利を行使する時には制約義務が伴うという意味での一般論としてはありうる。納税の義務とか、そこまでは私もよくわからないが、納税の義務とか書いてあるということはあるけれど、これも国家に忠誠を尽くすための義務ではなく、我々国民一人一人が豊かに生活するために、社会を作って、社会を運営して、各人の所得の中から自分を含めて全体の権利が生かされるように納税の義務を負う。納税の義務を負わなくて、社会を作らなければ、皆が喧嘩しあって財産を増やしていくという、野蛮な社会になるから。そうじゃなくて自分の権利を制限し、稼いだ物から一部納税をすることによって、社会全体を維持して、道路ができて病院ができて、自分たちの権利も保障されると、すべて個人として尊重されるという、個人に帰ってくるものである。そういう意味の義務はあるけれども、国家に尽くすための義務はない。それを憲法で規定すべきものではない。すべて個人として尊重される。個人に全部帰ってくるものだ。その意味での義務はあるけれども、さっきから言っている国家に尽くすための義務はない。それを規制すべきものではない

稲生 だから私は思うのだが、こういう細かい問題を憲法で規定すべきなのか。例えば

さっき義務としてあげたものの中で「公の秩序の服従義務」（「自由及び権利には責任および義務が伴うことを自覚し）」というのが12条にある。それから「個人情報の不当取得の禁止等」が19条、「家族は互いに助け合わなければならない」、「環境保全の責務」、地方自治の「負担を公平に分担する義務」、緊急事態の宣言が出た時は国その他公の機関の指示に従わなければならない」、「公務員は、この憲法を擁護する義務を負う」、全て国民はこの憲法を尊重する憲法尊重の義務、そういうのを憲法にどうして入れなきゃいけないのだろうか。鎧が見えるようだ。絶対に戦争できる国としての準備だ、これは。

津田 戦争やらんがための思想を持った人が編集しているという感じがする。今のままで一字一句変える必要ない。何の問題で条文を変えなければいけないのかということをも明確にしないと、一般国民はついていけないだろう。

井原 こんなにバラバラ字句修正をしなければいけない要請は何もないわけで、どこかを大きく変えなきゃいけない要請があって、そこからというならわかるが、あらゆるところを変えるという、そういう必要はない。

竹下 自民党はこれについて突っ込まれると、決まったことではあるが、一応草案だからといって、あんまり真正面から答えることはしない。

井原 正式に提案したら袋だたきになる。

竹下 だけど出して見たけれど、自民党案として出したからには、それに対して、まだ決まってないというふうなことで逃げるとするのは、ちょっと余りにもひどすぎる。

河井 まだそう簡単に自民党案が国会に出てくるとは考えられないだろうか。

竹下 日本人の何割かの共感を掴むだけのことはできんのじゃないか。特に一部の右翼層の。まだ自民党は憲法を作る力がない。それだけの実力がないのではないか。

河井 ただ今回の安保法制の場合を考えると、あつという間に行っちゃったではないか。これで決まってしまうんだったら、日本国民の良識というのは心配だなという気がする。憲法改正を実行する恐れは多分にあると思う。

稲生 実力がないということもだろうが、日本が「どんな国に」なろうとするのかの考えが薄いのでは。

竹下 今の日本の憲法の前文はゴツゴツして、日本人にはなじみにくいが、味わいのあるいい前文だと私は思う。これに比べるとますます自民党の前文は見劣りがする。

津田 自民党の思想は改正案に含まれているんじゃないか。国民を統制しようという思想、統制しようということだけが明らかになる。

竹下 大日本帝国憲法に少しでも先祖がえりしたいと言っているようなところがある。

津田 公の秩序などと言われると、戦前の軍国統制とか、ああいうものをつい想像してしまう。

稲生 日本古来の伝統を踏まえた自主憲法を制定したいという意志を持っている、と書いた文章があった。

河井 家族制度がここで復活してくる。家族制度について「家庭を大事にし」というのはどう考えるべきなのか。それを憲法で言わなければいけないことなのか。「家族を大事に」を入れると、社会保障は先ず家族の責任だということになる、という意見があった。



「国は社会福祉にあまり金を出さなくてもいい」ということになりそうだ。

井原 そこは小林さんが言ったように「余計なこと」だ。

河井 第3章は皆さんの考えが大体同じ方向であるということがわかったので終わりにしたいと思う。

## 第4章 国会

第4章は私がよくわからないから、「衆議院の解散は内閣総理大臣が決定する」ことしかあげられなかった。

井原 これは解散権だろう。これは重大問題である。

河井 今は誰が解散するということは規定してない。

井原 今は「衆議院が解散された時は」と書いてあるだけで、解散権のことは書いてない。改正草案では「内閣総理大臣が決定する」と書いてある。

河井 これはやり方によっては大変な独裁制になる。

井原 今がこのとおりになんだ。

竹下 今は現に総理大臣が宣言する。

井原 今は解散はテレビで総理大臣の専権事項であるといわれる。国会議員も官房長官も皆言うじゃないか。安倍さんが自由にやった。あれの憲法上の根拠は、今すごく曖昧である。何条に基づいてやってるのか。根拠は一応あるのだ。改正草案の54条の「解散権」というのは現憲法には書いてない。井原市長はあれだけ議会が反対してるのに、議会を解散してしまえばいいじゃないか、と何度も人に言われたけれども、市長にも知事にも解散権はない。自由な解散権があったら、いくらでも解散しているのだ。ただ、議会が市長や知事の不信任決議を出して、それが3分の2の多数で可決したら、市長も知事も、議会を解散するか、辞職するか。そこではじめて解散権というのが出てくる。唯一解散権が正当化されているのはそこなのだ。

河井 もう一度言ってもらいたい。

井原 議会で市長の不信任決議ができて、多分3分の2ぐらいで可決して、市長はもう信任できない。だから議会と完全に一緒にすぐ仕事をするのができない。そうなると市政、県政、政治が麻痺するからね。民意に帰って県民に問わなければいけない。だから議会が解散をするか、自分が辞めるか。どちらにしても選挙になる。解散することが初めてできる。市長の命令で解散させられることになる。だから、議会は、それだけの覚悟をもって不信任の決議をつきつけなければいけない。国会もそうなんだ。この間の不信任決議もそうだった。自分たちが解散させられる覚悟で不信任決議というものを突きつけるのである。だから議会も慎重になる。自分たちが解散させられるから。だから議会は、予算を否決したりしただろう。あんまり市政を停滞させる事は本当は許されないことである。予算に反対するんだったら、市長の不信任決議を出さなきゃいけない。でもそれが出たら私が議会を解散させる。だからそれは出せない。だから、余計なことで、ああいうふうに邪魔をする。それはそうなんだけれど。原則は不信任決議を出して、可決したら初めて解散ができる、というのが日本の議会制民主主義の普通の考え方であ

る。

河井 それを法的に規定したものはないのか。

井原 地方自治法にちゃんと規定してある。ついでに言えば、解散して議会の選挙やるじゃないか。新しいメンバーが全員議会に出てきて、もう1回不信任決議が採択されたら、今度は市長はやめなきゃいけない。新たに決議されたから首長はやめなければいけない。議会がもう1回不信任を出したら、強制的に市長は止めなければいけない。逆に議会の解散をしないで、自分が信を問うと言って市長が辞めて、もう1回選挙に出て、他の人を出して戦うと言うやり方もある。けれども、それだと自分が出てきてもまた、議会が反対するかもしれないから、なかなかうまくいかない場合もある。そういう場合に初めて議会の解散権というのがある。国会も一緒に、69条に「内閣は、衆議院が不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決した時は、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない」とある。ここにも総理大臣が解散権があるとは書いてない。「衆議院が解散されない限り内閣は総辞職をしなければならない」と受け身になってる。ここに基づいて総理大臣に解散権がある。でも普段総理大臣の解散権はこんなことはやってない。安倍さんみたいに勝手にやってる。憲法上はああいう解散は本当はないんじゃないかとも言われている。憲法違反ではないかと言われている。でも、戦後いつだったか。吉田総理だったか、バカヤロー解散というのがあった。あの頃に勝手に解散をしてしまって、それが事実上慣例としてできるようになってしまった。それを憲法上の根拠に求めるのは何に求めるかという、憲法7条である。

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。

憲法7条に基づいて今衆議院が解散されている。総理大臣は憲法7条に基づいて解散している。7条というのは天皇の国事行為になっている。解散権という具体的な権利は総理大臣にはない。天皇が決めるんじゃないけれども。「内閣の助言と承認により」最後に解散という証書を出すのは天皇である。だからさっきの「解散されない限り」というのは、総理大臣が解散するのではないから、憲法上は受け身で書いてあるのだ。今の総理大臣の解散権というのは69条ではなくてこの第7条の第3項のもとに内閣総理大臣は解散することができると専権事項だということになっている。でもそれはすごくおかしいことで、内閣はきちんと決めて、その助言と承認により天皇が解散するという形式的な行為にすぎないことである。その前段で、内閣は自由に解散することができて、この7条に基づいて自由に解散することを認めたら、総理大臣は自由に国会を解散することができる。例えば我々が衆議院選挙をやって、国会議員を何百人も選んで、国会に出てきて、国権の最高機関ではないか。議論を始めた途端に、変な総理大臣がいて、この国会はけしからん、俺の言うこと聞かないからけしからんと言って、当選した数ヶ月後に又解散するということは、今ならできる。おかしいではないか。国権の最高機関である

我々が選んだ国会を、総理大臣が勝手に解散するという。まあ安倍さんの解散はそういうことだったのだが、勝手に解散するなんてことは許されないことである。国会議員と総理大臣の双方の関係の中で、一方的に解散する権限が総理大臣あるということは、考え方からしてもおかしい。

河井 改正草案では、総理大臣が無条件に解散できる。

井原 そのことはわかってるから、憲法上の権利にしちゃったのだ。こんな憲法はありえない。国会が国の最高機関だと言ってるのに、一方では何もなくて、総理大臣が解散することができる。これは論理矛盾である。さっきみたいに行き詰まってどうしようもなくなったら、国民に信を問うために解散権が認められているというのが憲法上の法制なのである。地方自治はそうしたら、市長にも、知事にも、首長にも解散権を与えるべきだ。でもそんなことしたら無茶苦茶になってしまう。総理大臣には、そんな無茶苦茶をする人はあまりいないかもしれないけれど、地方の首長なんかは無茶苦茶する人がいっぱいいる。適当に解散してしまう、というようなことが起こってくる。理屈の上では総理大臣だって一緒である。だから今の解散権というのは、私は解散するたびにブログで書いて、憲法上根拠のない解散だと言っているのだけれど。学者にもそういう人が沢山いる。今少なくともそういう状態なんだけれど、憲法の理念を考えれば無茶苦茶に解散することはできない。安倍さんみたいに国政上の大きな課題が起こって、内閣と国会が割れて、意思決定ができないような状態になっているときは、限定的に総理大臣の解散権を認めてもいいのではないかという議論はある。でもそれも根拠はないんですよ。でも、それでも安倍さんのように何も理由がなくても、自分たちの都合で、今なら相手が準備してないから勝てるから、なんていう都合で我々が選んだ国会議員をクビにするという、そういう権限はない。憲法違反であるというふうに法的には考えられると思う。

河井 憲法全体が統制を強化して行こうとしているのと一貫している。ここはかなり象徴的に出てきている。

津田 井原さんの話を聞いてよくわかった。総理大臣が解散するというのは 15 条が主権者が選んだ議員を勝手に解散する。参議院は解散できない。衆議院の解散というのは憲法違反だ。

井原 総理大臣の専権事項でもなんでもない。みんなが専権事項というけれど、国会ではそう言ってしまっているけれど、専権事項なんてどこにも書いてない。総理大臣が解散することができるなんてどこにも書いてない。

河井 それを改正草案ははっきり書いた。

井原 それを書いた。書いたら論理矛盾もいいところである。

河井 やっぱ僕がこの条を抜き出したのはよかった。今の井原さんの説明で、地方と国が全く同じ構造だということがよくわかった。

井原 専権事項、専権事項と言われるから、ほとんどの県民が知事にも市長にも解散権があるというふうにみんな誤解している。それは総理大臣の解散権が専権事項であると宣伝されてるからそうなるのである。でも解散権はない。

竹下 市長が信任投票を要求したら。

井原 市長が要求するということはできないけれど、議会が信任投票するということはある。市長自身が信任投票するという事は理論的に考えられないと思う。

竹下 市長と議会の関係というのはどんな。井原さんが苦しまれた、にっちもさっちも行かないような。

井原 あのようになったら困るのは市民である。にっちもさっちも行かなくなった。予算を否決するという事になったら、市長を信任しないということだから、自分の身分を掛けて不信任決議をしなければいけない。法律上は。でもそれをしないで自分たちの身分の保証をしながら、市長を苦しめる議案を否決するという事をしてたら、政治が滞ってしまって、市民が一番迷惑を受けるということになる。それを賠償する手段というのは法律上は用意されていない。

白木 住民投票しようという権利は。

井原 住民投票は法律にも書いてないから。それぞれの町が条例を持っていればできる。条例があったからできた。しかしもうない。ちょうど運悪く合併したときになくなってしまった。

河井 テーマ別でなく、住民投票という制度を一般的に条例で決めるものか。

井原 私の場合はだからテーマのことでなくて、一般的に決めた。

河井 特定のテーマについて住民投票するという事もできるのか。

井原 普通は特定のテーマで住民投票しようとして、緊急に決めたり作ったりするのだけれど。そういう時は条例なんて作れない。原発反対で住民投票しようと思って作ろうとしても、保守系の人々が反対して条例ができなければ、住民投票ができないというのは、全国各地にある。東京でも住民投票の条例を作ろうとして、否決された。膨大な署名をもって議会へ行って条例を作ろうとしたけれども、条例ができなかったという例がいくらかもある。そういうことを避けるために、一般的な条例を事前に作っておけば、後は住民の請求とか議会の議決とか市長の請求とかで、住民投票が臨機応変にできる。こういうものを私の時は作っておいたのだ。おっしゃったように本当に対立関係でどうしようもなくなった時には、そういう場合には住民投票で決着させるというような制度はあってもいいのかもしれない。が、それはない。結局議会を解散することもできない。混乱した状態を続けながら、またの選挙の機会を待つか、あるいは私がやったみたいに選挙するか、それしかない。

## 第5章 内閣

河井 次は第5章 内閣。一応私があげたのはここにあげた2点。

第66条 国務大臣は文民だったが、改正草案では「現役軍人であってはならない」となって、暫定的に現役軍人をやめた人でも認められる。私が非常にひっかかったところ。つぎに72条3「総理大臣は国防軍を統括する」。制度的にそうならなければならないのかもしれないけれど、ちょっとわからない。総理大臣が議会を解散する権限を持つようになるというのと結びつけると、ヒットラー時代を思わせる感じがして気になった。

井原 これは文面の問題。すでに安倍内閣のときに防衛省の体制が変わった。今まではいわゆる官僚が中心だったけれど。自衛隊の方は少し下に置かれていた。大臣がいて、防衛省の官僚がいて、その下に軍人たちが位置している、という状態だったけれど、最近安倍内閣で大臣を補佐する官僚と自衛官が対等の立場になって、大臣を補佐するという事になったから。そういう意味で文民統制の一部が崩れた。副大臣ではなくて防衛側の次官とか。自衛隊は統合幕僚長か。大臣を補佐する人が対等になった。

竹下 以前から防衛省は内局と米軍の主導権争いがある。どちらかといえばアツモノに懲りるといふ。内局を重視するといふ立場を取っていたんだけど。今度変わった。

河井 森本防衛大臣といふのはどういふ人か。

井原 前の民主党の時の防衛大臣か。防衛大学校卒の元自衛隊の人だろう。

藤川 拓殖大学の人。防衛大学校の卒業で、防衛大学校の校長。拓殖大学で一応文民ではあったけれど、ここに書いてある、現行の制度では文民でなければならぬと書いてある。文民でない人が現在いるといふふうには小林節さんがおっしゃった。中谷といふ人だ。彼はもともと自衛隊員で、それをやめて今防衛大臣になっている。

河井 大臣にするから自衛隊をやめろといふことだってできる。

藤川 改正草案では現役の軍人であってはならぬといふことだから。現役の軍人であった人が総理や国務大臣になれるといふことだ。軍人に近いものが国家の中核に入れるような制度、それ怖いと思ふ。

津田 自衛官をやめて終わったら又戻るそれがある。昔の陸軍大臣、海軍大臣も。

河井 そうだったのだろう。現役の軍人だったのだろう。

竹下 今の軍人の中に、今度の安保法制賛成の学者で、百地といふ人が、文民と書いてあるんだから軍人がおるはずだ。軍人を認めるんだしたら、軍を認めていいじゃないかと盛んに言っていた。

河井 国防軍と言ってるから、「軍」といふ言葉に抵抗を感じないのだろう。

津田 書いてないけれど、さっきの「公益及び公の秩序に反してはならぬ」とあったところで、人権をそれで制約できるんだ。といふことは、それをもって（徴兵制にする）それだけ幅広いものだろう。それは可能だと思ふ。

井原 公の秩序どころじゃない、国の安全を守るために人権を制限するのは当たり前じゃないか、といふことになる。苦役じゃない、崇高な任務である。義務だといふ事になる。

河井 ドイツには兵役をかけられた時に、社会福祉的な仕事をやったら兵役が免除される。といふ制度があるそう。あれも一応徴兵制だろうか。

井原 徴兵制があったんだろう。最近徴兵制がなくなった。

竹下 福祉の人員が充足できるようになって徴兵制度をやめた。

津田 アメリカと同じような徴兵。派遣社員とか、期限なしで。最低賃金が低いので、生活ができない人が自衛隊に来るように、アメリカを真似ているといふ記事があった。経済的徴兵制度。今は経済制度全体を睨んでいるといふ捉え方をしているようだというのが、中国新聞に。ひどいこと書いてるなと思つた。

井原 先進国ではそんなに多くはないだろう。スイスとか韓国とか。ないと言ってもアメリカだって大戦争してる。そういう戦争ができるわけだ。いろんな利益をつけて兵隊集めることができる。

藤川 企業がね。修業時代を入れて2年間ぐらい自衛隊に行かせる。その費用は防衛省が負担する。そんなこともある。完全に徴兵制度の先取りだ。企業が研修のために2年間派遣する。その間、防衛省は会社に金を払う。

河井 そういうことが許されるのか。勉強させるといふことか。研修みたいに。

藤川 新聞にあった。嫌な話だった。

白木 その予算も税金から出すわけだ。

河井 それを企業がうまく使っている。

津田 昔、大砲一発が45万円と言われた。19歳ぐらいのお嬢さんが「私の年収があの一発で飛ぶんです」と言ったとか。今はもっと高いだろう。

## 第8章 地方自治

河井 次は第8章 地方自治 これは井原さんにコメントしていただかないとわからんところがある。「国と地方が役割分担し」、ああいうのが気になってしょうがない。大島郡でそのことしょっちゅう聞かされて、「それは国の専権事項だから我々は何とも言えないんだ」という役割分担論。これで押し切れちゃったのだが。井原さんはその最前線におられた。沖縄、辺野古なんかはこの役割分担論が出たら手の出しようがなくなる。

白木 今翁長さんが頑張っているけれど。

河井 現在はまだ反対することができる。反対しきれるかどうかわからないけれど。しかし改正草案では、自治体が国の政策に反対することは憲法違反ということになる。

津田 地方自治がなくなる。

河井 どうも私はそのように思う。

井原 地方自治は憲法の規定ではすごく簡単だ。ここの上にある「地方自治の本旨に基づいてやる」ということになっている。この一言なんだけれど。これがすごい重い規定である。住民自治と団体自治と言われて、住民自らがその地域を、自らの意思で地域のことを決める。それから団体、地方公共団体も充実して、自主的に運営される。住民自治と団体自治という言葉に代表される地方自治。こういうことを「地方自治の本旨」という言葉で書いてあるようだが、その意味するところは、国の出先機関でもないし、独立して自立して運営をされるものだ。それが地方自治だという考え方なんだが、それが気に食わないからこのことが書いてあるんで、国と地方は上下関係になって、国の言う事を聞かせるという条文になってるような気がする。

河井 ここで関係をはっきりしておかなければいけないという意図があるのだろう。

井原 外交とか防衛は、今の改正草案のようになったら、それは国の役割だから地方自治体は文句言わないで協力しろということになって、それがこの表現になって表れている。そうじゃなくて一応外交や防衛は国が担当してるかもしれないけれど、住民生活とか住民の権利に影響を受けることがいっぱいあるわけだから、その限りにおいては、住

民の立場で住民が意見を言ってもいいし、自治体もそれを代表して国に物申すことができたと思う。改正草案ではできなくなってしまう。それがねらいだと思う。

河井 これは大きい。

藤川 県条例や市条例はなくなる。

河井 昔は県知事は県令といい、国が地方へ派遣する官僚だった。その時代に戻ってくるんじゃないかという印象を受ける。現在の憲法では地方自治はほとんど書いてない。非常に運用しやすい。それだけ地方の独自性を尊重した憲法であると言える。改正草案のこの1条が入ると、いちいち国が県に指図することが可能になってくる。

藤川 江戸時代、徳川幕府があって、各国には大名がいた。それで大名はそれぞれあって自治があった。それと同じだと思う。アメリカ合衆国では州がある。自民党案のようなことしてしまうと、全く明治政府である。

河井 中央集権が可能になる。ドイツは国と州をはっきり分けている。文化教育は地方の専権事項であって、国がやってはいけないことだから、国立図書館がなかった。文化教育は国がやっちゃいけないということから、全部州立図書館だった。国立図書館が持てないので、プロイセン文化財団という財団法人を別に作って（連邦政府と各州がそれぞれ財源を拠出）、旧ベルリン国立図書館などを経営し、国は図書館運営に直接手をつけなかった。ナチス支配に対する深い反省からだ。（ドイツ再統一後「ドイツ国立図書館法」でフランクフルト、ライプツィヒ、ベルリン3館の国立図書館体制が成立）

井原 税収は6—3だったか。国が3で地方が6くらい仕事があるのに、税収は地方は3しかない。そこで交付金とか補助金で補正する。税金見合いとして地方住民が使えるものとして、まさに財源補填として交付金、交付税というものがある。それは地方に配分するのだけれど、配分の仕方は自治省、財務省が握っていて、地方自治体の財政状況に応じて配分するのだけれど、配分の基準というものは何も明らかにされていない。

河井 仲の良い所へは沢山やる。

井原 和木町とか東京都のような裕福なところではゼロである。赤字で財源が足りないところに補填する。でも基準は明らかではない。

津田 河井さんが言った「お仲間」に沢山やる、というのはある程度当たっている。

河井 言うこと聞いてくれそうなところへは多くする。

稲生 3割自治というのは3割が地方の自由になる金ということか。

井原 そうだ。仕事は6ぐらいあるのに、自由に使えるお金がそれぐらいしかないから、コントロールされている。

津田 10年ぐらい前、全国の交付金を下げていたのに、大竹だけ増やした。大竹は開発した土地の借金が問題になっていた。基地を認めるというので増やしてもらった。でもその額は微々たるものだった。交付金でもさじ加減している例。

白木 それは自治省の役人が決めているのか。役人がどれくらい決めてるのか。

井原 それは自治省の最大の権限だから決めているのだけれど、担当者が算定して上まで、次官、大臣まで上げて決めているのだけれど。最大の自治省の権限だから、外部の人がさじ加減でやるということはなかなかできないようになっている。算定基準とかよく

わからない。

**河井** 国会周辺に陳情団が行ってるが、あれも効果があるのだろうか。

**井原** 政治家が陳情したりというのは、交付税の陳情なんかほとんどない。補助金の陳情だ。道路を作るから補助金くださいなどの陳情ばかりで。

**白木** それは市道で、県道ではないのか。

**井原** 国道でも県が管理するところがあったり、県道でも市が管理するところがある。そういうのも補助金を使ったりしてやる。市が市道作るのに補助金をもらうというのものもある。いろんな施設を作ったりするのに補助金をもらいに行くというのものもある。交付税を増やしてくれというのは、岩国のように基地交付金を増やしてくれという方に向かう。自治省がやってる交付税を増やしてくれというのは、私もやったことがない。人口とか福祉の水準とか職員の数とか、どれだけの財政需要があるかということ客観的に計算する指標があって、それはわからない。それと現実の税収があって、その差が幾らか。それではこれぐらい補填しましょうと。財政需要というものをどうやって算定するのかはよくわからない。

**津田** 大竹市の例で、当時は中川秀直幹事長のとき、岩国基地の問題で、大竹とどこか二つぐらいが上がっていた。

**井原** 需要と収入の差でやるから。和木町みたいに企業の税収が沢山あるところはマイナスではないから、交付税はあげませんと言ってゼロになる。ゼロになったところは豊かな街として有名になる。東京都なんかはゼロ。各省庁は補助金を使って道路を作らせたりとか。誘導するわけだ。我々が勝手に道路作ろうとしても、道路の幅や歩道は幾らですとか決めて、それで作らないと補助金がもらえない。国がコントロールして道路行政をやっているわけだ。もう1つあるのは、交付税を使ってコントロールする方法である。図書館の司書とか人員を増やすための人件費は補助金でなく交付税で支給する。その本は交付税で出しますと言うやり方がある。交付税で面倒みってくれるから一所懸命増やそうとして、自治体が頑張るわけだけれど、交付税が出てきたら、ちゃんとカウントされてますよと言って、プラスで加算されているかということ、そうではなくて、全体の中でひっくり返して書いてあるから、全然増えてないじゃないかということになってしまう。最近では地方自治体の自由度を高めようとして、本来は補助金なんだけれど、交付金という名前が出てくることがある。それは比較的自由に使える。使い勝手が良いということ。紐つきでない補助金が出ることもある。全体の交付税が減らされてる中で岩国の分が減らされているわけだから、その中で面倒を見ると言っても他を削らなきゃいけない。最近もっとひどいのは、交付税を全国に配る財源が大蔵省、財務省になくなってきたから、本来は岩国へ100億円配らなければいけないところ、10億円はお金がないから岩国がとりあえず借金をしてくれ。あとで交付税として出すというお話が10年、もっと前から始まって、交付税は交付税でちゃんと決めて来ていたんだけど、財政が悪くなって、交付税がちゃんと配れなくなって、ウルトラCみたいなことを考えて、将来交付税でいずれ払うから、借金しといてくれというのが行われ始めて、それが10何年たって、借金したのを次の年に交付税を払ってくれて解消できるならいいけれど、次



の年ももう1回借金してくれという。それがどんどん積み重なっている。我々が県が幾ら借金ですという時に、1000億円借金がありますと聞いたときに、200億円ぐらいは、交付税で本来もらうべきものを借金して肩代わりさせられている。本来は立て替え分なのだ。だから家内（井原すがこ県議）が県の財政を質問するときに、県の借金が全然減らないじゃないかと言う。そしたら県の職員が言うには、「本来の借金は減っています」。「でも当面国が立て替えてくれというのが若干増えている、やむを得ないんです。でもこれは後で返してくれるんですから、本来の県の借金は減らしているんです」と言って。それは理屈なんだけれど。

河井 でも年度ごとにきりをつけなきゃいけないはずだ、本来は。しかし年度を越えていくのだろう。

井原 積み重なっていく。だからいつ返してもらえるかもわからない。ひどい話だ。だから一般の市民から言えば借金を区別してもよくわからないはずだ。借金であることには変わらないので、増えていると考えてもいい。「臨時財政対策債」というものだ。岩国市もそれを持っている。

竹下 井原さんが現役だった時、夕張の問題があった。

井原 借金は全国の自治体にあるのだけれども。借金の多寡によって財政も悪かったりよかったりするのだが、借金は順調に返していけば問題はないのだが、市の財政で問題なのは赤字が出ることである。国の交付金とか自前の税収でやっても支出が賄えなくなって赤字が出ることである。赤字が出たら毎年積み重なっていくから、赤字が何年か続いたら再建団体みたいに認定されて、事業が国から制限されてできなくなるのだけれど。そういう赤字では岩国は全然ない。夕張は赤字が何百億円もたまっている、借金ではない、赤字がたまって、全く首が回らなくなった。全国で赤字がたまっているという自治体はいくつかある。この辺では下松が10年ぐらい前に財政破綻をしたけれど。何億かの赤字で財政破綻と認定されて、それから再建して、今は県内でも有数の団体になった。そういう赤字は岩国では全然なくて毎年黒字だった。だから破綻する状態では全然なかった。しかし夕張と同じように言われてしまった。

稲生 60年前に岩国も再建団体に転落したことがあった。職員を減らされ、給料も減らす。図書館なんかの資料費も減らされたということもあった。大変な経験をした……。

## 第9章 緊急事態（改正草案）

河井 次は第9章「緊急事態」という章を特設している。問題点を読んでみる。

### 第9章 改正→緊急事態

改正草案 総理大臣は事前の国会承認なしに、閣議にかけて緊急事態宣言を行う。

緊急事態の際は、法律と同じ効力のある政令を制定する。

国が地方自治体の長に指示を出すことができる。

何人も国、公的機関の指示に従わなければならない。強権発動のおそれ。

「緊急事態」は戒厳令を予想したもので、不要かつ危険である。

「緊急事態とは天災と戦争」「非常時には一定期間独裁体制にはいる」（小林）

「非常時には三権分立、議会制民主主義、人権を停止することもある」（小林）

稲生 この第9章「緊急事態」を新設しなきゃいけない要件があるのかどうかわからない。例えば、緊急災害というのは「災害対策基本法」というのがある。それに戦争を予想した大きなことであると私は見た。緊急事態とって災害のことばかり言ってるのだが、災害と戦争というふうに言っている。

藤川 「外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱。地震等による大規模な自然災害」とある。これは法律に定めるべきことであって、憲法に定めることじゃない。

河井 自然災害は苦労しながら何とかやってるじゃないか。憲法に書かなきゃいけないほど大混乱を起こしてるともいえない。原発がああいう事態になった時ですら、何とかしのいでいる。むしろ原発再開という危ない方向へ行って、そっちの方がよほど怖い。憲法に1章を立てて規定しなきゃいけないものでは全くないと思う。だからねらいは別にある。

稲生 緊急事態宣言がでると、内閣の言ってることが全部事前承認なしでできることになる。ものすごく大きいことだ。

河井 法がなくても総理大臣が作る政令で何でもやれることになる。その方が怖い。

藤川 時の総理大臣が全部変える。

河井 個人も国、公的機関にすべて従わなければいけない。はっきり明記してるから、これで徴兵制を作ることだってできる。

稲生 国家が全部決める。

河井 ここまで憲法で決めたことを、ここで全部ひっくり返す。

藤川 緊急事態法が上位になる。

河井 井原さん、同じ法律の中で「以上言ったことは全部無視します」ということを規定することが許されるのか

井原 だから基本的人権のところも変えてる。又第97条の「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は・・・」が、削除されてるじゃないか。この規定があつたらできなくなる。みごとに削除されている。

竹下 関東大震災に戒厳令に近いようなことがあつて、在日朝鮮人を殺したということが、今後も起こる可能性がある。

## 第9章 改正 \* 第10章 最高法規

(改正草案では第10章、第11章)

河井 次に第10章「最高法規」、これは改正草案では第11章になっている。「改正」と「最高法規」の2章を一緒に考えていただきたい。改正草案「最高法規」では、現憲法第97条が削除されている。

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

藤川 改正草案102条に「全て国民はこの憲法を尊重しなければならない」とある。憲

法は国民が尊重するものではない。権力者に対する憲法であって、国民を縛るものじゃない。

河井 改正が各議院の「総議員の3分の2以上」が「総議員の過半数」に変わっている。これが正しくないということには、もう異論はないだろう。

竹下 憲法第99条規定から「天皇または摂政」が削除された。恐れ多いから削除したのだろうか。

白木 日本国民が改正草案を支持しようと思うのはおかしい。

藤川 自民党の間でも宏池会とかハト派とかよく反対しなかったと思う。

河井 ここは改正の条件を衆議院の3分の2を過半数に変えたということ。公務員の中から天皇と摂政を削除したこと、「すべて国民は」憲法を尊重しなければいけないとしたことが支持できないということで、意見一致したとみなす。

津田 憲法の条件に全く当てはまらない憲法草案である。

河井 明治憲法について金森徳次郎は「立憲的な考えを持つ人は・・・天皇は、憲法に定むるところによってよ論の帰著するところを見究め、國務大臣の輔弼にしたがって行動せらるる意味において正しいと考えた」と書いている。

金森徳次郎『憲法随想』東京：美和書房, 1947. p.80。「憲法発布勅語」には「朕及朕カ子孫ハ将来此ノ憲法ノ条章ニ循（したが）ヒ之ヲ行フコトヲ愆（あやま）ラサルヘシ」とあり、天皇もその子孫も憲法を遵守することを誓約している。

立憲君主制は、国王に憲法のルールを守らせる制度だといわれるが、改正草案は天皇と摂政の「憲法を守る義務」を免除し、立憲君主制でもなくなった。

津田 おかしな話である。皇太子は憲法を守って、天皇になったら憲法を守らない。

竹下 憲法は硬質憲法でなければいけない。憲法改定の基準が2分の1とか、これでは憲法と一般法の区別がつかない。安倍さんは法による支配というのが全然わかってない。こんな手順で憲法改正のハードルを低くするとは。それでなくても、今回の安保法制は法の論理とその継続性を無視したクーデター（東大石川教授）と言われている。日本では理屈が通らないようになったのだろうか。「憲法解釈」で憲法に代わるものを作ったら、法治国家ではない。あんまり情けない。

津田 せめて国民の3分の2が支持することができるといえるような立派な憲法を作るのが大事である。作る自信がないから基準を下げるといえるのは全くおかしい話だ。

竹下 憲法義務を背負っている人が憲法改正を發議していいのだろうか。それは矛盾はないのだろうか。

井原 憲法改正を發議する議会だからいいのだ。総理大臣が發議するわけじゃない。

竹下 今回は閣議決定で、憲法解釈をしたのか。

井原 閣議決定でやってしまったことは憲法違反だから、憲法擁護義務に反するわけで、立憲主義にも反する。形の上では憲法改正ではなくて解釈変更だから、勝手にやってしまった。そこが大問題だ。本当は国会の發議によって、憲法改正をするかしないかを国民に問う。それが正規の手続きである。

津田 内閣法制局も情けない。給油の時は内閣法制局が、外務省が強硬で憲法違反と解

積していたのに、憲法を足して 2 で割るようなこととして譲歩したのは全くなってない。  
井原 法制局は今回地に堕ちた。歴代長官も職員も嘆いていると思う。将来にわたって法制局の権威をおとしめた。

河井 これで自民党の憲法改正草案全体の問題点について一通り討論したことになる。  
(このあと、前文、第1章、第2章の残された問題を討論したが、メモリーの限界で録音できなかつたので、記録はここで終わりとさせていただきます)

### 参考文献

- 1 『あたらしい憲法の話 他二篇』高見勝利編 東京 岩波書店 2013.9  
内容：新しい憲法 明るい生活 憲法調査会編 1947.5.3 (憲法施行の日)  
あたらしい憲法のはなし 文部省編刊 1947.8.3 中学1年教科書  
新憲法の解説 法制局閲 内閣発行 1946.11.3 (憲法公布の日)
- 2 金森徳次郎：『憲法随想』 東京 美和書房 1947.2
- 3 伊藤 真：「自由民主党<日本国憲法改正草案>について」2013.3.8  
<http://www.jicl.jp/jimukyoku/images/20130131.pdf>
- 4 伊藤 真：『憲法問題：なぜいま改憲なのか』東京：PHP 研究所 2013.7  
(PHP 新書；874)
- 5 伊藤 真：『憲法は誰のもの？：自民党改憲案の検証』東京 岩波書店 2013.7  
(岩波ブックレット；No.878)
- 6 伊藤 真：『改憲問題 Q & A』自由人権協会編 岩波書店 2014 (岩波ブックレット；891)
- 7 木村草太：『憲法の創造力』東京 NHK 出版 2013.4 (NHK 出版新書)
- 8 小林 節：『白熱講義！日本国憲法改正』東京：KK ベストセラーズ 2013.4.
- 9 佐藤幸治：『立憲主義について：成立過程と現代』東京：左右社 2015.4

### 発言者(50音順)

稲生 慧 (岩国市岩国)	白木茂美 (岩国市平田)
井原勝介 (岩国市今津)	竹下義隆 (岩国市元町)
河井弘志 (周防大島町日前)	津田利明 (岩国市桂町)
藤川俊雄 (岩国市平田)	